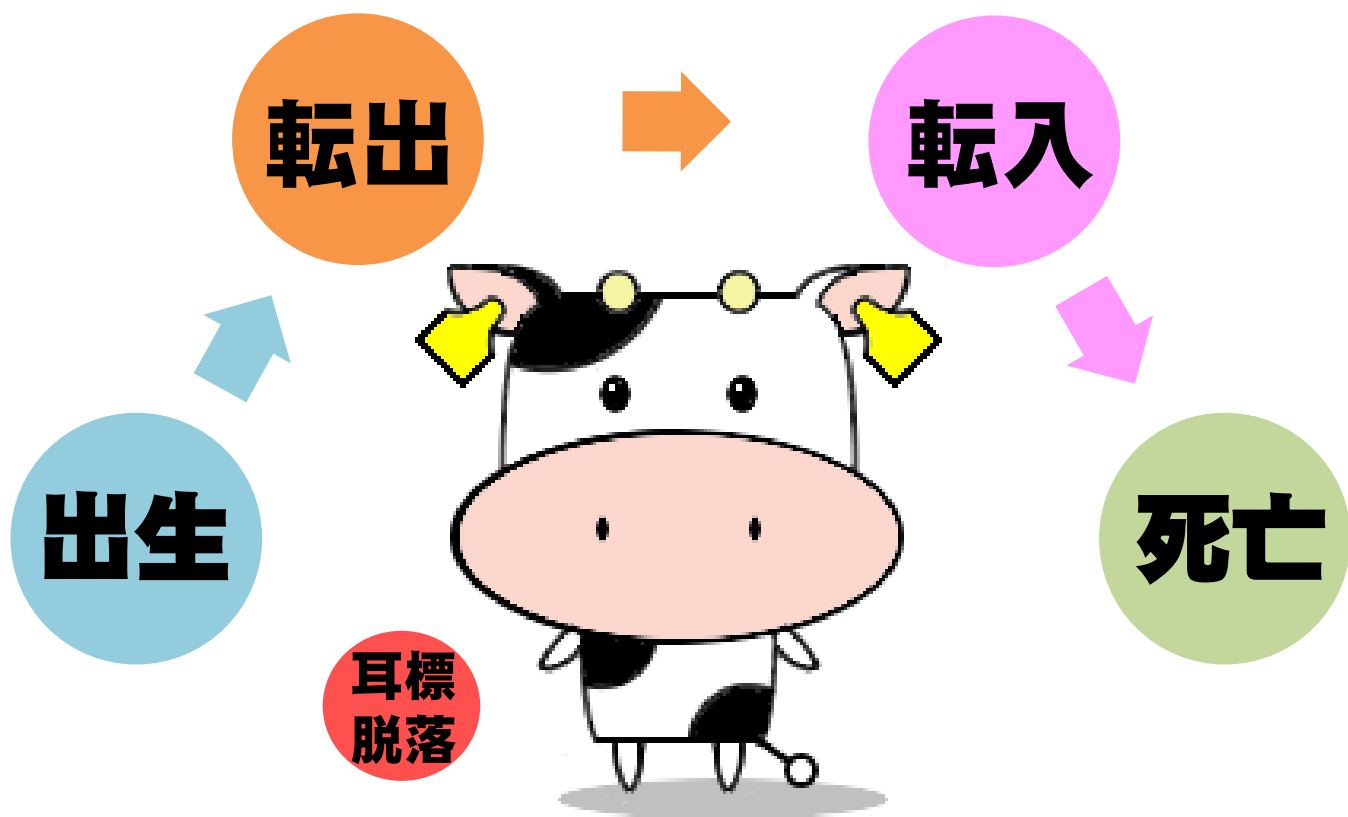


牛トレサビリティ法

「牛の個体識別のための情報の管理
及び伝達に関する特別措置法」

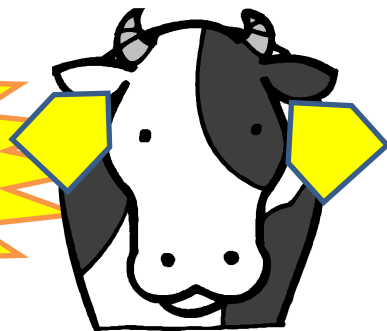
酪農家、肉用牛農家の皆様へ

牛の出生や異動の届出は、速やか、
かつ、正確に行いましょう。



- 牛の管理者には、牛トレサ法に基づく耳標の装着及び各種届出が義務づけられています。
- 届出をせず、又は虚偽の届出をした場合には、牛トレサ法に基づく罰則の対象となります。
- さらに、各種補助金の対象から除外されたり、返還を求められる場合もあります。

**届出は、速やかに、
そして正確に！**

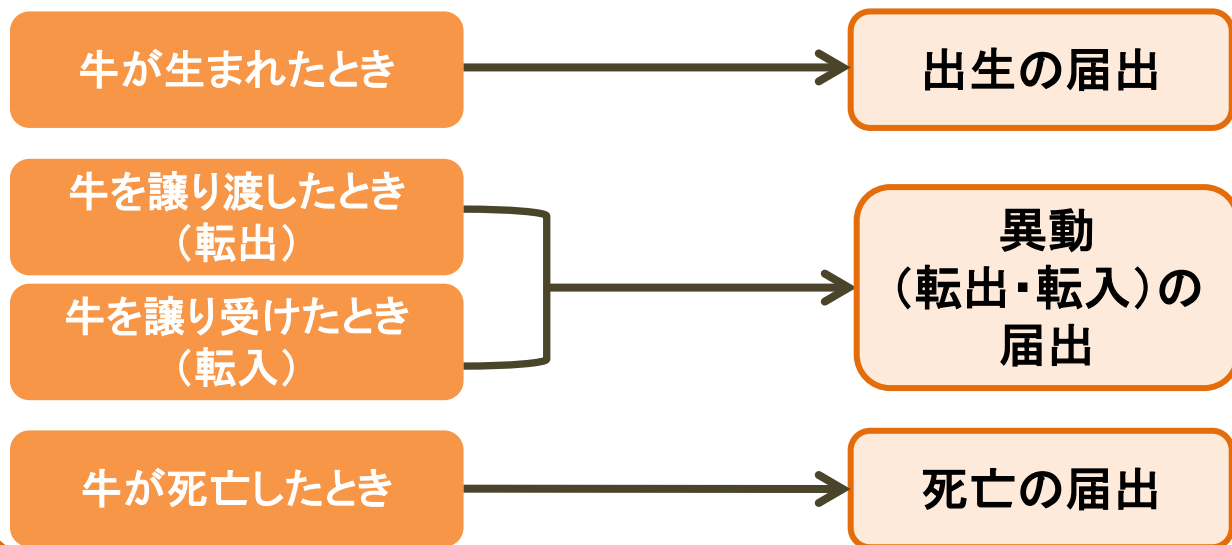


例えば…

**出生年月日や品種などを偽って届出した場合、
行政処分や罰則の対象になったり
補助事業に参加できなくなることがあります！**

- ▷ A県の酪農家は、生まれた乳用雄や交雑種子牛の生年月日を故意に遅らせ、事実と異なる日で届け出ていました。
- ▷ 農政局が立入検査したところ、この酪農家は「子牛市場に上場する際、発育を良く見せるため、出生の年月日を遅らせていた」ことがわかり、行政指導(催告)を受けました。
- ▷ なお、当該子牛は、補給金や補助事業の月齢要件を満たしていなかったことから、この酪農家は、補給金及び補助金相当額の賠償を求められました。

**こんなときは、
家畜改良センターに届出が必要です！**



(お問合せ先)

農林水産省〇〇農政局〇〇県域拠点
農林水産省〇〇農政局安全管理課

☎ 9999-99-9999

☎ 9999-99-9999 (内線:)